

指定学校変更事務取扱要項

平成20年3月7日
教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づき、日高村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う指定学校の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 教育委員会が指定学校の変更を許可する基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 学齢児童(以下「児童」という。)を指定学校以外の学校へ就学させようとする保護者は、所定の指定学校変更申請書に別表に掲げる書類を添付し、教育委員会へ提出しなければならない。

(許可)

第4条 教育委員会は前条の申請があったときは、当該申請について審査し、第2条の許可基準のいずれかに該当しかつ教育上適当と認めるときは、指定学校の変更を許可することができる。

2 教育委員会は前項の許可をしたときは、保護者及び児童が現に就学している学校及び指定学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(許可の取り消し)

第5条 教育委員会は、前条により指定学校の変更の許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 申請内容が事実と相違していることが判明した場合
- (2) 申請理由が変更又は消滅したと認められる場合
- (3) その他、特に教育委員会が許可の取り消しを必要と認めた場合

附 則

この要項は、平成20年3月7日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)(指定学校許可基準)

この制度を利用する場合は、保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の責任を持つことを承諾することが条件となります。

区分	許可要件	対象学年	添付書類	許可期間
転居による場合	・最終学年時の転居	最終学年		卒業まで
	・学期、学年途中の転居	全学年		学期・学年末まで
	・住宅の新築等で転居予定があるとき	全学年	建築契約書の写等転居予定を証明する書類	一年以内
身体的事情による場合	・心身の故障や疾患のため、指定校への通学が困難な場合 (院内学級入院を含む)	全学年	医師の診断書等	卒業まで
家庭的事情による場合	・両親が共働き又は母、父子家庭であり帰宅後一人になる場合で希望校の校区内に保護者など預け先がある場合	全学年	勤務証明書 児童預かり証	卒業まで
	・家庭環境及び社会的状況から住民票を異動させることができない場合	全学年	居住証明書	事情解消日まで
教育的事情による場合	・兄弟姉妹がすでに指定校を変更していて、同一の学校に就学を希望する場合	全学年		一方の事情が解消する日まで
	・いじめ、不登校、その他教育委員会が特に必要と認めた場合	全学年	学校長の意見書等	卒業まで

(第3条関係)

平成 年 月 日

日高村教育委員会 様

現住所
保護者
電話番号

㊞

指定学校の変更申請書

下記のとおり、日高村立小学校の指定校の変更を申請します。

記

児 童 名		続柄	
	平成 年 月 日生まれ	学年	年生
就学すべき学校 (指定校)	日高村立	小学校	
新たに指定する学校 (就学希望学校)	日高村立	小学校	
【変更申請理由】			

〔変更希望年月日〕 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

勤 務 証 明 書

住 所	
氏 名	
就 職 年 月 日	平成 年 月 日
勤 務 先	日高村
月 平 均 の 勤 務 日 数	
勤 務 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後

日高村教育委員会 様

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

代 表 者 _____ (印)

電話番号 () -

児 童 預 かり 証

日高村教育委員会 様

平成 年 月 日

次の児童の下校先として、保護者に代わり責任を持って預かります。

※枠内は児童保護者が記入すること。

(フリガナ) 児 童 氏 名 _____
児童生年月日 平成 年 月 日
住 所 _____
児童保護者 _____ (印)

(フリガナ)
預かる人の氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 () -

児 童 と の 続 柄 _____